## 2019年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻 〈専門職学位課程〉 入学試験 C日程

(2019年2月23日実施)

試験科目: 法律科目試験 (刑法)

配点:100点

以下の問題文を読み、下記の設問I・IIに答えなさい。

設問 I 問題文  $1 \cdot 2$  の事実について、具体的事実を摘示しながら、 $X \in Y$  の罪責を論じなさい。 設問 II 問題文  $3 \sim 5$  の事実について、具体的事実を摘示しながら、X の罪責を論じなさい。

- 1. Xは、Yらとともに不良グループに属していたが、平成29年6月14日午前1時ころ、Yらと徒党を組んで、名古屋市中区某町所在の青森モータープールにおいて、丁所有の普通自動車1台を盗み出した。さらに、同日午前2時ころ、名古屋市昭和区某町所在の秋田ガレージから、丙所有の普通乗用車1台を盗み出した。
- 2. Xは、Yと示し合わせて、6月27日午前3時37分ころ、名古屋市中区錦本町付近路上において、徒歩で歩行中のGの右後方から、原動機付自転車で追い越しざま、Gが右手に所持していた手提げ鞄1個(時価合計12万円相当)をひったくった。
- 3. Xは、後払いのセルフ式ガソリンスタンドをあらかじめ選び、ナンバープレートなどを付け替えた普通自動車で、同年8月9日午後11時32分ころ、名古屋市某町所在のスタンドに乗りつけ、同所に設置された計量機のタッチパネルを操作して、支払方法「現金」、油種「ハイオク」、数量「満タン」と指定して、確認ボタンを押してハイオクガソリンの給油を申し込んだ。しかし、Xは最初から代金を支払わずにガソリンの給油をするつもりであった。同店事務所内で給油監視中の店員Mは、給油後、当然Xは代金を支払ってくれるものと思っていたので、Mは事務室からコントローラーを操作して計量機を給油可能状態にし、Xは普通乗用車にハイオクガソリンを約44.86リットル(時価相当額7000円)の給油を受けた。
- 4. Mは、Xが代金を支払うつもりがなく、逃走しようとしていることに気がつき、給油代金を支払ってもらうために、Xが乗車している普通乗用車の前に立ちふさがったところ、Xは、代金の支払いを免れるために、自動車を発進させた。Mは、ボンネットにしがみついた状態のままであったが、Xはそれを無視して、時速約80キロメートルの高速で自動車を疾走させるなど危険な運転を続けた。Mは、17分間、約14キロメートルにわたって、自動車にしがみついており、いつ暴走車両から振り落とされるか分からない恐怖を味わい続けたが、我慢ができなくなって手を離して自動車から振り落とされ、その結果、加療約6ヶ月を要する左膝部打撲挫割、腰椎捻挫等の傷害を負った。
- 5. 同月 10 日午前零時ころ、千種区某町付近において、上記普通乗用車を運転して一旦停止中に、ガソリンスタンドからの通報を受けて X の乗車する自動車を追跡していた愛知県警機動警ら隊所属の巡査部長 N、巡査 O が、警ら用無線自動車を X の乗車する車両の後方に停車させたところ、X は逮捕を免れるために、無線自動車の乗車中の N、O に対して、自車を急発進させてその後部を警ら用無線自動車に一回激突させるとともに、フロントバンパー等を凹損させた(被害額 11 万円相当)。

## 2019年度南山大学大学院法務研究科法務専攻 <専門職学位課程> 入学試験 C 日程

(2019年2月23日実施) 試験科目:法律科目試験 (憲法)

配点:100点

以下の文章を読み、設問に答えなさい。

地方公共団体の長(首長)の多選制限については、多選は、首長の権限を増大させる、投票率の低下を招く、無投票当選の事態を招く、各政党の相乗り傾向を増大させる、そして地方政治を固定化し停滞・腐敗させるなどの弊害を生じさせるとして、これまで機会あるごとに議論の対象とされてきた。2006 年、総務省は、「首長の多選問題に関する調査研究会」を発足させ検討を行い、同調査研究会は、2007 年に報告書を提出したが、それによると次のようである。

早くは1954年に都道府県知事の連続3選禁止を内容とする法律案が議員提案によって国会に提出され、1967年には都道府県知事の連続4選禁止を内容とする法律案が、そして、1995年には都道府県知事と政令指定都市の市長の連続4選禁止を内容とする法律案がそれぞれ議員提案によって国会に提出されたが、いずれも審議未了で廃案となった。また、地方公共団体の長の多選制限の問題は、地方分権をめぐる動きの中でも提起され、1997年地方分権推進委員会第2次勧告において、「首長の選出に制約を加えることの憲法上の可否を十分吟味した上で、地方公共団体の選択により多選の制限を可能とする方策を含めて幅広く検討する」とした。そして、1998年5月に閣議決定された地方分権推進計画において、「首長の多選の見直しについては、…幅広く研究を進めていく」とされ、1999年には自治省(当時)に「首長の多選の見直し問題に関する調査研究会」が設置され、報告書がまとめられたりもした。その後、都道府県知事の不祥事が相次いだことから、地方公共団体の中には長の多選禁止を内容とする条例案を提出する動きもあった。

この問題に関心を持った学生Aは、憲法ゼミの研究発表のテーマに「首長の多選問題」を選び、地方政治の固定化・停滞・腐敗を防止し同時に活性化を図ることを目的とし、そのための方策として「都道府県知事は、引き続き 3 期を超えて在任することができない」旨を規定する都道府県知事の連続 4 選禁止法案が提出されたと仮定して、同法案の合憲・違憲について検討することとした。そして、Aは、ゼミ発表に当たっていろいろと調べてみたところ、このようにして都道府県知事の連続 4 選を禁止することにはいくつかの憲法上の論点があることがわかったが、発表ではとくに憲法 15 条 1 項と憲法 14 条 1 項に焦点を当てて検討しようと考えている。

設問 上記のように、地方政治の固定化・停滞・腐敗を防止し同時に活性化を図ることを目的とし、そのための方策として都道府県知事の連続4選を禁止する法律を制定して立候補資格を制限することは、憲法15条1項および憲法14条1項に違反するかどうか検討しなさい。

## 2019年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻 〈専門職学位課程〉 入学試験 CB程

(2019年2月23日実施) 試験科目:法律科目試験(商法)

配点:100点

次の文章を読んで、【設問】に答えなさい。

A社は、自動車部品の製造・販売事業を営む株式会社であり、その株式を東京証券取引所に上場している。 B社はインターネットを利用して、会員企業に対し、自動車部品の販売状況に係る情報を提供し、かつ顧客の 依頼に応じて販売ニーズを最適化してマッチングをする事業を営む株式会社であり、その普通株式を東京証券 取引所に上場している。

平成 29 年 12 月頃より、A社は、自社製品の販売を合理化することを企図して、B社の買収を検討し始めた。平成 30 年 3 月 15 日、A社の代表取締役である甲は、B社の代表取締役である乙と会談し、買収の意向を伝え、両者は買収に向けた交渉を開始する旨の基本合意を行った。この合意に基づき、A社はB社に対し、平成 30 年 5 月 15 日に、B株式を一株 345 円で買収する提案を行った。当該提案は、平成 30 年 5 月 20 日より、上記価格にてB株式の公開買付(以下、「本件公開買付」という)を実施するものであり、B社株式の 70%以上の取得を公開買付の成立条件とし、当該公開買付が成立した場合には、その後に株主総会を実施し、現金を対価とした株式交換によりB社の株式をA社が取得することとされ、当該株式交換に係る交付対価は、本件公開買付の価格と同等であるとされた。なお、B社株式の過去 6 か月間の終値の平均価格は 300 円であった。

B社の株主であるXは、本件提案に係る買収価格が不十分であると考え、本件株主総会で反対票を投じ、その後株式買取請求権を行使したが、B社との協議が調わなかったため、裁判所に株式価格の決定を申し立てた。

【設問】本件における裁判所の価格決定について、裁判所が考慮しなければならない事項を明らかにしながら、 説明しなさい。

## 2019年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻 〈専門職学位課程〉 入学試験 C日程

(2019年2月23日実施)

試験科目:法律科目試験(民法)

配点:200点

次のⅠおよびⅡに解答しなさい。なお、【設問】には現行法に基づいて解答しなさい。

I 以下の文章を読んで、設問に答えなさい。

Yは、Xから金 100 万円を弁済期 2005 年 8 月 29 日、利息年利 15%の約定で借り受けた。Y は、2016 年 3 月 7 日付けの手紙でXに対して、「本件借金を元本だけに減額してもらいたい、そうしてくれると本年中に分割払いで返済できる」旨を申し入れた。2017 年 7 月に至って、X が Y に対して元本 100 万円およびその利息の支払を求めてきた。

[設問] この X の請求に対して、Y がどのような反論をすることが考えられるか、その反論の適否について論じなさい。なお、答案には「時効の利益」の語を用いること。

Ⅱ 以下の文章を読んで、以下の設問(1)および(2)に答えなさい(なお、各設問はそれぞれ独立している)。

A はその所有する甲土地(以下「本件土地」という)を 2000 年 4 月 1 日から B に賃貸していた。B は、賃貸借契約を結んでから間もなく、本件土地の上に建物を建てて保存登記をしていた。その後、A は本件土地を 2018 年 4 月 1 日に C に売却した。

[設問] (1) A & C の間では、A の賃貸人の地位を C に譲渡することが特に合意されていなかったとして、賃貸人の地位が A から C に移転するか、について論じなさい。

[設問] (2) A  $\vee$  C の間の売買契約においては、2020 年  $^4$  月  $^1$  日に代金の支払いと引き換えに所有権移転登記を行うことが約されていたとして、 $^{\circ}$  C は  $^{\circ}$  2018 年  $^{\circ}$  4 月分の賃料の支払いを  $^{\circ}$  B に対して求めることができるか、について論じなさい。